

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条総務部の款調査課の項第6号中「へき地スクールバス」の右に「及び京北地域スクールバス」を加え、同項第16号及び第17号を次のように改める。

- (16) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (17) 児童及び生徒の要保護及び準要保護の認定に関すること。

第2条指導部の款学校指導課の項を次のように改める。

学校指導課

- (1) 学校教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関すること。
- (2) 学校教育に係る重要な事務事業の調査及び研究に関すること。
- (3) 幼稚園教育、小学校教育、中学校教育及び高等学校教育に関すること。
- (4) 学校教育活動の振興に関すること。
- (5) 高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。
- (6) 公立高等学校の入学者選抜に関すること。
- (7) 小中一貫教育の推進に係る企画及び立案並びに連絡調整に関すること。
- (8) 学力向上の推進に係る企画及び立案並びに連絡調整に関すること。
- (9) 家庭及び地域と連携した学校運営の支援に関すること。
- (10) 人権教育に係る企画及び立案並びに連絡調整に関すること。
- (11) 人権教育に係る事業の実施に関すること。
- (12) 教育機関との連絡調整に関すること。

(13) 部内, 課内, 下京渉成小学校教育企画推進室及び開晴小中学校教育企画推進室の庶務に関すること。

(14) 音楽高校改革推進・建設室の物品会計事務に関すること。

指導主事室

- (1) 学校運営の指導に関すること。
- (2) 教育課程に係る基準の設定及び指導に関すること。
- (3) 教科用図書の採択その他教材の使用に係る指導に関すること。
- (4) 教育評価に係る指導に関すること。
- (5) 進路指導に関すること。
- (6) 総合教育センターの行う研修その他の事業の援助に関すること。
- (7) 学校教育活動の指導に係る連絡調整に関すること。
- (8) 人権教育に係る指導に関すること。
- (9) 他の課等の所管に属さない学校教育活動の指導に関すること。

第2条指導部の款学校指導課の項の次に次の2項を加える。

下京渉成小学校教育企画推進室

- (1) 下京渉成小学校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 下京渉成小学校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 下京渉成小学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

開晴小中学校教育企画推進室

- (1) 開晴小学校及び開晴中学校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 開晴小学校及び開晴中学校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 開晴小学校及び開晴中学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

第2条指導部の款小中一貫教育推進室の項を削り, 同条体育健康教育室の款第23

号中「及び栄養職員」を削り、同条生涯学習部の款中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)